

# 人 事 委 員 会 年 報

平 成 3 0 年 度

熊 本 市 人 事 委 員 会

# 目 次

第1章 組織及び運営	
1 人事委員会	1
(1) 設 置	1
(2) 委 員	1
(3) 権 限	1
(4) 会 議	2
2 事 務 局	10
(1) 組 織	10
(2) 事務分掌	10
(3) 予 算	11
第2章 職員の任用	
1 採 用	12
(1) 採用試験	13
(2) 採用選考試験	16
(3) 採用選考の承認	21
2 昇 任	22
(1) 昇任試験	22
(2) 昇任選考	26
3 転 任	27
(1) 職種変更試験	27
(2) 転任の承認	28
4 臨時的任用	28
第3章 職員の給与その他の勤務条件等	
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	30
2 給与その他の勤務条件等についての承認等	32
第4章 公平審査	
1 勤務条件に関する措置要求	33
2 不利益処分に関する審査請求	33
3 職員からの苦情処理	34
第5章 職員団体	
1 職員団体の登録	35
2 管理職員等の範囲	35
第6章 労働基準監督機関の職権行使	36
第7章 条例の制定改廃に関する意見	37
第8章 人事委員会規則の制定改廃	38
第9章 各種会議等	
1 全国人事委員会連合会関係	40
2 九州地方人事委員会協議会関係	40
3 大都市人事委員会連絡協議会関係	41
4 そ の 他	41

# 第1章 組織及び運営

## 1 人事委員会

### (1) 設 置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされ、同条第2項の規定により、指定都市以外の人口15万人以上の市は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされている。

本市においては、昭和26年以来、公平委員会を設置してきたが、組織及び職員の規模に応じた高度な人事管理を推進するため、法第7条第2項の規定に基づき、専門的・中立的な第三者機関である人事委員会を平成6年4月1日に設立した。

その後、平成24年4月1日の政令指定都市移行に伴い、法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となったところである。

### (2) 委 員

法第9条の2第1項及び第2項の規定により、人事委員会は、3人の委員をもって組織する合議制の執行機関であり、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任するものとされている。

本委員会の構成は、次のとおりである。

（平成31年4月1日現在）

職 名	氏 名	任 期	常勤等の区分	備 考
委員長	内 田 光 也	平成28年4月1日～令和2年3月31日	非常勤	弁護士
委 員	松 崎 景 子	平成29年4月1日～令和3年3月31日	非常勤	NPO法人理事長
委 員	重 浦 睦 治	平成30年4月1日～令和4年3月31日	非常勤	(元)熊本市総務局長

### (3) 権 限

法第8条に規定する人事委員会の権限は、その性質により行政権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分類することができる。

それぞれの権限のうち主なものは、次のとおりである。

#### ア 行政権限

(ア) 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長への意見申出

(イ) 人事行政の運営に関する任命権者への勧告

(ウ) 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告

(エ) 人事行政に関する調査、研究

(オ) 競争試験又は選考の実施

(カ) 任用候補者名簿の作成

(キ) 給与の支払監理

(ク) 人事評価の実施に関する任命権者に対する勧告

(ケ) 職員団体の登録

(コ) 労働基準監督機関としての職権行使

(サ) 職員の苦情の処理

イ 準立法的権限

人事委員会規則の制定、改正及び廃止

ウ 準司法的権限

(ア) 勤務条件に関する措置要求の審査

(イ) 不利益処分についての審査請求の審査

(4) 会 議

平成30年度における会議開催状況は、次のとおりである。

ア 議事内容等

会 議 名	開催年月日	案 件 名
第 1 回 定 例 会	平成30年 4 月 2 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成29年度第28回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>議第3号 熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>議第4号 熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部改正について</p> <p>議第5号 熊本市管理職手当支給規則の運用の一部改正について</p> <p>議第6号 熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の運用の一部改正について</p> <p>議第7号 特殊勤務手当の運用の一部改正について</p> <p>議第8号 平成30年度人事委員会事業計画について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案について</p>
第 2 回 定 例 会	4 月 2 4 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第1回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 措置要求書の受理等について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案について</p> <p>報告第2号 専決処理の報告について（職員の苦情相談の処理）</p>
第 3 回 定 例 会	5 月 1 0 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第2回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成29年審第1号事案の第2回口頭審理の開催日程等について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案の第1回口頭審理調書について</p>
第 4 回 定 例 会	5 月 2 4 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第3回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 熊本市管理職手当支給規則別表才の表1の項の人事委員会が定める特に規模の大きい市立小学校及び市立中学校に関する運用の制定について</p> <p>議第3号 熊本市管理職手当支給規則の運用の一部改正について</p> <p>議第4号 平成30年度熊本市職員採用選考試験（保育士）の採用予定数の変更について</p> <p>議第5号 平成30年度熊本市職員採用試験案内（初級職等）の決定について</p> <p>議第6号 平成30年度熊本市職員採用選考試験案内（保育士・診療放射線技師・給食栄養士）の決定について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成30年措第1号事案について</p> <p>報告第2号 昇任試験に関するアンケート調査結果報告書について</p>

会議名	開催年月日	
第5回 定例会	6月21日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第4回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 職員の転任の承認について（病院局）</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 平成30年措第1号事案について</p> <p>報告第2号 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する報告について</p> <p>報告第3号 熊本市労働組合連合会からの申入書について</p> <p>報告第4号 事務局長専決処理の報告について（熊本市職員職種変更試験）</p>
第6回 定例会	7月13日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第5回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成29年審第1号事案の審査手続について</p> <p>議第3号 時間外勤務の縮減及び過重労働防止の取組等に係る調査について</p> <p>議第4号 平成30年度熊本市職員採用試験（上級職等）及び採用選考試験第一次試験合格者の決定について</p> <p>議第5号 平成30年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験案内の決定について</p> <p>議第6号 平成30年度熊本市職員課長級昇任試験の実施について</p> <p>議第7号 平成30年度熊本市職員主査級昇任試験の実施について</p> <p>議第8号 平成30年度熊本市消防吏員昇任試験の実施について</p> <p>議第9号 事務局職員の育児休業の承認について</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案の第2回口頭審理調書について</p> <p>報告第2号 平成30年措第1号事案について</p> <p>報告第3号 平成28年不第3号事案に係る再審査請求書について</p> <p>報告第4号 労働基準法別表第一の号別区分について</p>
第1回 臨時会	8月6日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 職員の解雇予告除外認定について</p>
第7回 定例会	8月16日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第6回定例会議事録及び第1回臨時会議事録の承認について</p> <p>議第2号 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議第3号 事務局職員の職務復帰について</p> <p>議第4号 平成28年不第3号事案に係る再審査請求について</p> <p>【協議】</p> <p>協議第1号 平成28年不第3号事案に係る再審査請求について</p> <p>協議第2号 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 平成30年人事院勧告について （議第4号は協議第1号が調った後に上程）</p>

会議名	開催年月日	案件名
第8回 定例会	8月23日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第7回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成29年審第1号事案の審理方法について</p> <p>議第3号 平成30年度熊本市職員採用試験（上級職等）及び採用選考試験第二次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿等の確定等について</p> <p>議第4号 平成30年度熊本市職員採用選考試験（民間）の最終合格者の決定並びに選考に係る名簿の確定について</p> <p>議第5号 平成30年度熊本市職員採用選考試験（民間）第一次試験合格者の決定について</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 平成30年措第1号事案について</p>
第9回 定例会	9月6日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第8回定例会議事録の承認について</p> <p>【協議】</p> <p>協議第1号 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 時間外勤務の縮減及び過重労働防止の取組等に係る調査について</p> <p>報告第2号 熊本市労働組合連合会及び熊本市役所第一職員労働組合からの申入書について</p>
第10回 定例会	9月13日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第9回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 職員の解雇予告除外認定(1)について</p> <p>議第3号 職員の解雇予告除外認定(2)について</p> <p>【協議】</p> <p>協議第1号 組合との会見について</p>
第11回 定例会	9月20日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第10回定例会議事録の承認について</p> <p>【協議】</p> <p>協議第1号 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第12回 定例会	9月27日	<p>【議案】</p> <p>議第1号 平成30年度第11回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>【協議】</p> <p>協議第1号 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案について</p> <p>報告第2号 平成30年措第1号事案について （議第2号は協議第1号が調った後に上程）</p>

会 議 名	開催年月日	案 件 名
第 1 3 回 定 例 会	10月19日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第12回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 審査請求書の受理等について</p> <p>議第3号 平成29年審第1号事案における求釈明書に対する回答書の取扱いについて</p> <p>議第4号 平成30年措第1号事案における争点及び今後の事実調査に係る手続について</p> <p>議第5号 平成30年度熊本市職員採用選考試験（民間）の最終合格者の決定並びに選考に係る名簿の確定について</p> <p>議第6号 平成30年度熊本市職員採用試験（初級職等）及び採用選考試験第一次試験合格者の決定について</p> <p>議第7号 平成30年度熊本市職員職種変更試験第一次試験合格者の決定について</p>
第 2 回 臨 時 会	10月31日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 職員の解雇予告除外認定について</p> <p>議第2号 熊本市職員課長級昇任試験の問題について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 教育委員会における三六協定の取扱いについて</p> <p>報告第2号 平成28年不第3号事案に係る上申書について</p>
第 3 回 臨 時 会	11月29日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 条例案に対する意見の申出について</p>
第 1 4 回 定 例 会	11月30日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第13回定例会議事録、第2回臨時会議事録及び第3回臨時会議事録の承認について</p> <p>議第2号 熊本市宿日直手当支給規則の一部改正について</p> <p>議第3号 熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正について</p> <p>議第4号 職員の採用選考について</p> <p>議第5号 平成30年度熊本市職員採用試験（初級職等）及び採用選考試験第二次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿等の確定等について</p> <p>議第6号 平成30年度熊本市職員採用選考試験（身体障がい者対象）合格者の決定について</p> <p>議第7号 平成30年度熊本市職員職種変更試験第二次試験合格者の決定について</p> <p>議第8号 平成30年度熊本市消防吏員昇任試験第一次試験合格者の決定について</p> <p>議第9号 熊本市職員採用選考試験（事務職（診療報酬））の実施について</p> <p>議第10号 平成28年不第3号事案に係る上申書について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 平成28年不第3号事案に係る上申書について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案について</p> <p>報告第2号 平成30年審第1号事案について</p> <p>報告第3号 平成30年措第1号事案について</p> <p>報告第4号 教育委員会における三六協定について （ 議第10号は協議第1号が調った後に上程）</p>

会 議 名	開催年月日	案 件 名
第 1 5 回 定 例 会	1 2 月 7 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第14回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 職員の解雇予告除外認定について</p> <p>議第3号 条例案に対する意見の申出について</p> <p>議第4号 平成30年措第1号事案について</p> <p>議第5号 平成30年度熊本市職員課長級昇任試験第一次試験合格者の決定について</p>
第 1 6 回 定 例 会	12月14日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第15回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 教育委員会における三六協定に関する対応等について</p> <p>議第3号 職員の採用選考について</p> <p>議第4号 平成30年度熊本市職員主査級昇任試験第一次試験合格者の決定について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成30年措第1号事案について</p> <p>報告第2号 個人情報不開示決定に対する審査請求について</p> <p>報告第3号 熊本市議会第4回定例会における一般質問に係る人事委員会委員長答弁について</p>
第 1 7 回 定 例 会	12月25日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第16回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成30年措第1号事案について</p> <p>議第3号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>議第4号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について</p> <p>議第5号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第28条の規定による別段の取扱いの承認について</p> <p>議第6号 職員の採用選考について</p> <p>議第7号 熊本市職員採用選考試験（医師）の実施について</p> <p>議第8号 個人情報不開示決定に対する審査請求について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 個人情報不開示決定に対する審査請求について （ 議第8号は協議第1号が調った後に上程）</p>
第 1 8 回 定 例 会	平成31年 1月10日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第17回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成29年審第1号事案について</p> <p>議第3号 熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>議第4号 職員の採用選考について</p> <p>議第5号 平成30年度熊本市消防吏員昇任試験合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>議第6号 熊本市任期付職員採用選考試験（土木・建築）の実施について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成30年審第1号事案について</p>

会 議 名	開催年月日	案 件 名
第 1 9 回 定 例 会	1 月 2 2 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第18回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成30年措第1号事案について</p> <p>議第3号 平成30年度熊本市職員課長級昇任試験合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 平成30年措第1号事案の判定について</p>
第 2 0 回 定 例 会	2 月 1 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第19回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成29年審第2号事案について</p> <p>議第3号 平成30年度熊本市職員主査級昇任試験合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>議第4号 熊本市一般任期付職員（文化財専門職）採用選考試験の実施について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 平成30年措第1号事案の判定について</p>
第 2 1 回 定 例 会	2 月 1 4 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第20回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 条例案に対する意見の申出について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 平成30年措第1号事案の判定について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成29年審第1号事案について</p> <p>報告第2号 平成30年審第1号事案について</p> <p>報告第3号 措置要求書について</p>
第 4 回 臨 時 会	2 月 2 5 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年措第1号事案の判定について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 平成30年措第1号事案の判定について （ 議第1号は協議第1号が調った後に上程）</p>
第 2 2 回 定 例 会	3 月 1 2 日	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第21回定例会議事録及び第4回臨時会議事録の承認について</p> <p>議第2号 平成29年審第1号事案について</p> <p>議第3号 措置要求書の受理等について</p> <p>議第4号 熊本市初任給調整手当支給規則の一部改正について</p> <p>議第5号 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議第6号 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用の一部改正について</p> <p>議第7号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第28条の規定による別段の取扱いの承認について</p> <p>議第8号 職員の採用選考について</p> <p>議第9号 平成31年度熊本市職員採用（選考）試験の実施計画について</p> <p>議第10号 平成31年度熊本市職員採用試験案内（上級職等）の決定について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成28年不第3号事案に係る上申書について</p> <p>報告第2号 平成31年度以降の三六協定について</p>

<p>第 2 3 回 定 例 会</p>	<p>3 月 1 9 日</p>	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第22回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 職員の採用選考について</p> <p>議第3号 職員の転任の承認について</p> <p>議第4号 職員の昇任選考について</p> <p>議第5号 平成31年度熊本市職員採用選考試験案内（民間）の決定について</p> <p>議第6号 平成31年度熊本市職員採用選考試験案内（民間）の決定について</p> <p>議第7号 平成31年度熊本市職員採用選考試験案内（獣医師・薬剤師・助産師・看護師・診療放射線技師・学芸員）の決定について</p> <p>議第8号 事務局職員の任命について</p> <p>議第9号 平成28年不第3号事案に係る上申書について</p> <p>【協 議】</p> <p>協議第1号 平成28年不第3号事案に係る上申書について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 平成30年審第1号事案について （議第9号は協議第1号が調った後に上程）</p>
<p>第 2 4 回 定 例 会</p>	<p>3 月 2 9 日</p>	<p>【議 案】</p> <p>議第1号 平成30年度第23回定例会議事録の承認について</p> <p>議第2号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>議第3号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>議第4号 熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>議第5号 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議第6号 熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議第7号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正について</p> <p>議第8号 熊本市立学校の教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>議第9号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について</p> <p>議第10号 熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第9条及び同規則第17条第2項において準用する同規則第16条第3項に規定する職員の号給の承認の一部改正について</p> <p>議第11号 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用の一部改正について</p> <p>議第12号 熊本市管理職手当支給規則の運用の一部改正について</p> <p>議第13号 熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の運用の一部改正について</p> <p>議第14号 教育業務連絡指導手当の運用の一部改正について</p> <p>議第15号 身体障害者を対象とする職員採用選考試験合格者決定方法の一部改正について</p> <p>議第16号 熊本市人事委員会が取り扱う個人情報の簡易開示に関する要綱の一部改正について</p> <p>議第17号 職員の採用選考について（任期付）</p> <p>議第18号 熊本市職員採用選考試験（医師）の実施について</p> <p>【報 告】</p> <p>報告第1号 専決処理の報告について</p> <p>(1) 臨時的任用の承認について（平成31年度）</p> <p>(2) 採用候補者名簿からの削除について（平成30年度）</p>

イ 委員会開催回数等

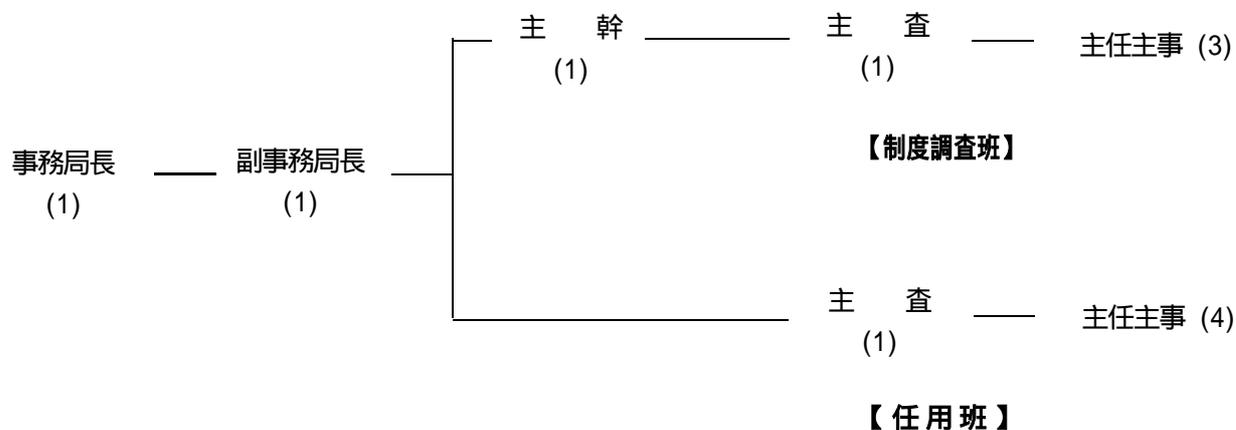
議 事 案 件 等	定例会	臨時会	計
<b>議 案</b>	131	5	136
規則・運用等の制定改廃	32	0	32
採用の選考	7	0	7
昇任の選考	1	0	1
職員採用試験関連	22	0	22
課長級、主査級及び消防吏員昇任試験関連	9	1	10
職種変更試験・転任関連	4	0	4
職員の給与等に関する報告及び勧告関連	1	0	1
公平審査関連	17	1	18
労働基準監督機関・職員団体関連	5	2	7
条例案に対する意見の申出	2	1	3
議事録の承認	24	0	24
その他	7	0	7
<b>協 議</b>	12	1	13
職員の給与等に関する報告及び勧告関連	5	0	5
採用試験・昇任試験関連	0	0	0
公平審査関連	6	1	7
その他	1	0	1
<b>報 告</b>	35	2	37
<b>合 計</b>	178	8	186

## 2 事務局

### (1) 組織

事務局の職員数は12名（条例定数16名）であり、その機構図は次のとおりである。

（平成31年4月1日現在）



### (2) 事務分掌（平成31年4月1日現在）

事務局の事務分掌は、次のとおりである。

- ア 人事委員会の議事に関すること。
- イ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ウ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、任用制度、分限及び懲戒制度、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究及び報告に関すること。
- エ 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- オ 人事行政の運営に関する報告及び勧告に関すること。
- カ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- キ 競争試験及び選考の実施に関すること。
- ク 任用候補者名簿の作成及び提示に関すること。
- ケ 条件附採用及び臨時的任用に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- シ 勤務条件に関する措置要求に関すること。
- ス 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）第18条第1項による退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- セ 職員の苦情の処理に関すること。
- ソ 職員団体の登録に関すること。
- タ 管理職員等の範囲の決定に関すること。
- チ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- ツ 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関すること。
- テ 公印及び文書の管理、経理に関すること。
- ト 事務局職員の任免、服務及び給与に関すること。
- ナ 前各号に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属する事務に関すること。

(3) 予 算

平成30・31(令和元)年度における当初予算は、次のとおりである。

(単位:千円)

科	目	当初予算額	
		平成30年度	平成31(令和元)年度
(款)総務費	(節)		
	報 酬	5,316	5,316
	給 料	48,653	47,908
	職 員 手 当 等	30,256	30,906
	共 済 費	17,096	17,110
(項)人事委員会費	賃 金	512	0
	旅 費	2,303	2,135
	交 際 費	40	40
(目)人事委員会費	需 用 費	2,078	2,363
	役 務 費	67	67
	委 託 料	14,811	16,020
	使用料及び賃借料	5,741	5,933
	負担金補助及び交付金	1,997	1,997
合 計		128,870	129,795

## 第2章 職員の任用

法第15条の規定により、「職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」とされ、任用制度の根本基準として成績主義の原則が確立されている。

本委員会は、法及び熊本市職員の任用に関する規則（平成6年人委規則第8号。以下この章において「任用規則」という。）に基づき、職員の任用に係る業務の運営にあっている。

本年度において行った主な試験業務は、次のとおりである。

1 採用	採用試験	
	上級職	事務職、社会福祉職、心理相談員、技術職（土木・建築・機械・電気・化学・農業・造園）
	免許資格職（上級職）	保健師
	初級職	事務職、学校事務職、技術職（土木・建築・機械・電気）
	消防職	上級消防職、初級消防職、初級消防職（救急救命士）
	採用選考試験	
	上級職	文化財専門職
	免許資格職（上級職）	薬剤師、管理栄養士、助産師
	免許資格職（中級職）	保育士、看護師、診療放射線技師、給食栄養士
	民間	事務職、技術職（土木・機械・電気）
	民間	事務職（情報・法務）
身体障がい者対象	事務職、学校事務職	
2 昇任	昇任試験	課長級、主査級 消防吏員（消防司令・消防司令補・消防士長）
3 転任	職種変更試験	事務職、技術職（土木） 消防職

### 1 採 用

法第17条の2第1項の規定により、職員の採用は、競争試験によることが原則とされ、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないとされている。

これは、成績主義の原則を貫くための規定であり、職に対する適性等の判定を客観的な方法により行おうとするものである。競争試験とは、特定の職に就けるために不特定多数の者の競争によって選択を行う方法であり、選考とは、特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法である。

本委員会においては、競争試験によらず選考により採用することができる職として、役付職員の職、試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職、免許資格職、文化財専門職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について、順位の判定が困難であると認められる職で人事委員会が別に定めるものを任用規則等により定めている。

(1) 採用試験

本年度において実施した採用試験は、次のとおりである。

ア 上級職等

区分	職種	受験資格
上級職	事務職	次の各号のいずれかに該当する方 (1) 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 (2) 平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法にいう大学(短期大学を除く。)又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等を卒業した方及び平成31年3月末日までに卒業する見込みの方
	技術職 土木 建築 機械 電気 化学 農業 造園	次の各号のいずれかに該当する方 (1) 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 (2) 平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法にいう大学(短期大学を除く。)又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等を卒業した方及び平成31年3月末日までに卒業する見込みの方
	社会福祉職	平成元年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方又は平成30年度実施の国家試験で取得する見込みの方
	心理相談員	次の各号のすべてに該当する方 (1) 平成元年4月2日以降に生まれた方 (2) 学校教育法にいう大学(短期大学を除く。)又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等で心理学を専攻し、卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業する見込みの方(ただし、教養課程のみの心理学履修者は除く。)
免許資格職(上級職)	保健師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方又は平成30年度実施の国家試験で取得する見込みの方
消防職	上級消防職	次の各号のいずれかに該当する方 (1) 平成4年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 (2) 平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法にいう大学(短期大学を除く。)又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等を卒業した方及び平成31年3月末日までに卒業する見込みの方
告知日		平成30年4月6日
申込受付期間		平成30年4月20日～5月11日
第一次試験日	筆記試験(教養試験、専門試験(消防職以外))、 適性試験・体力テスト(消防職のみ)	平成30年6月24日
第一次試験合格発表日		平成30年7月13日
第二次試験日	筆記試験(論文)・適性検査(消防職以外) 筆記試験(論文)・適性検査(消防職のみ) 口述試験(集団討論(消防職以外)、個別面接2回)	平成30年6月24日 平成30年7月28日 平成30年8月2日～8月14日
最終合格発表日		平成30年8月23日

## イ 初級職等

区分	職種	受験資格
初級職	事務職	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
	学校事務職	
	技術職 土木 建築 機械 電気	
消防職	初級消防職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、受験申込日現在、救急救命士の免許を有する方（救急救命士免許取得見込みの方は受験できません。）
	初級消防職 （救急救命士）	
告知日		平成30年7月4日
申込受付期間		平成30年7月18日～7月27日
第一次試験日	筆記試験（教養試験、専門試験（技術職のみ））、 適性試験・体力テスト（消防職のみ）	平成30年9月23日
第一次試験合格発表日		平成30年10月19日
第二次試験日	筆記試験（作文） 適性検査 口述試験（集団討論（消防職以外）、個別面接2回）	平成30年10月27日 平成30年11月14日～11月16日
最終合格発表日		平成30年11月30日

## 備考

上記のア、イのそれぞれの受験資格を満たしたうえで、次のいずれかに該当する方が受験することができます。

- ・日本国籍を有する方
- ・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（消防職を除く。）
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（消防職を除く。）

ただし、法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

ウ 実施状況

区 分	職 種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人)A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)B	競争倍率 (倍)A/B	
上級職	事務職	601	406	124	62	6.5	
	社会福祉職	37	31	22	11	2.8	
	心理相談員	5	4	4	1	4.0	
	技術職	土木	44	31	26	17	1.8
		建築	21	17	10	5	3.4
		機械	20	16	13	8	2.0
		電気	31	22	18	10	2.2
		化学	36	25	12	6	4.2
農業		17	9	6	2	4.5	
	造園	3	1	1	1	1.0	
免許資格職 (上級職)	保健師	37	30	16	8	3.8	
消防職	上級消防職	140	104	14	7	14.9	
上級職等 合 計		992	696	266	138	5.0	
初級職	事務職	217	175	34	17	10.3	
	学校事務職	28	24	11	4	6.0	
	技術職	土木	25	23	14	7	3.3
		建築	10	9	6	2	4.5
		機械	6	5	3	2	2.5
電気		13	12	9	4	3.0	
消防職	初級消防職	185	140	14	7	20.0	
	初級消防職 (救急救命士)	29	18	7	2	9.0	
初級職等 合 計		513	406	98	45	9.0	

## (2) 採用選考試験

本年度において実施した採用選考試験は、次のとおりである。

### ア 上級職等

区分	職種	受験資格
上級職	文化財専門職	次の各号のすべてに該当する方 (1) 平成元年4月2日以降に生まれた方 (2) 学校教育法にいう大学(短期大学を除く。)又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等において考古学又は日本建築史学その他これに準ずる分野を専攻し、卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業する見込みの方
免許資格職 (上級職)	薬剤師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の免許を有する方又は平成30年度実施の国家試験で取得する見込みの方
	管理栄養士	平成元年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士の免許を有する方又は平成30年度実施の国家試験で取得する見込みの方
	助産師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、助産師の免許を有する方又は平成30年度実施の国家試験で取得する見込みの方
免許資格職 (中級職)	看護師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方又は平成30年度実施の国家試験で取得する見込みの方
告知日		平成30年4月6日
申込受付期間		平成30年4月20日～5月11日
第一次試験日	筆記試験(専門試験)	平成30年6月24日
第一次試験合格発表日		平成30年7月13日
第二次試験日	筆記試験(論作文) 適性検査 口述試験(個別面接2回)	平成30年6月24日 平成30年8月2日～8月14日
最終合格発表日		平成30年8月23日

イ 免許資格職（中級職） 看護師を除く。

区分	職種	受験資格
免許資格職 （中級職）	保育士	平成4年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方又は平成31年3月末日までに取得する見込みの方
	診療放射線技師	平成2年4月2日以降に生まれた方で、診療放射線技師の免許を有する方又は平成30年度の国家試験で取得する見込みの方
	給食栄養士	平成元年4月2日以降に生まれた方で、栄養士の免許を有する方又は平成31年3月末日までに取得する見込みの方
告知日		平成30年7月4日
申込受付期間		平成30年7月18日～7月27日
一次試験日	筆記試験（専門試験）	平成30年9月23日
一次試験合格発表日		平成30年10月19日
第二次試験日	筆記試験（作文、適性検査） 口述試験（個別面接2回）	平成30年10月27日 平成30年11月13日～11月16日
最終合格発表日		平成30年11月30日

ウ 身体障がい者対象

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用の促進を図ることを目的に実施した。

職種	受験資格	
事務職	次の各号のすべてに該当する方 (1) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 (2) 申込日現在、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 (3) 活字印刷文又は点字による出題に対応可能な方	
学校事務職		
告知日		平成30年8月1日
申込受付期間		平成30年8月6日～8月17日
選考試験日	筆記試験（教養試験、作文） 適性検査 口述試験（個別面接）	平成30年10月21日 平成30年11月20日～11月21日
合格発表日		平成30年11月30日

工 民間

職 種		受 験 資 格
事務職		次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方 (2) 民間企業等における職務経験が直近10年のうち、5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
技術職	土木	次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方 (2) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する方 (3) 民間企業等における土木工事の設計、施工監理又は構造物の維持管理に係る職務経験が直近10年のうち、5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
	機械	次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方 (2) 技術士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、建築設備士、特級ボイラー技士、1級ボイラー技士、2級ボイラー技士又はエネルギー管理士の資格を有する方 (3) 民間企業等における機械設備工事の設計、施工監理又は施設の運転、操作、維持管理に係る職務経験が直近10年のうち、5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
	電気	次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方 (2) 技術士、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、建築設備士、第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者、第3種電気主任技術者、第1種電気工事士、第2種電気工事士又はエネルギー管理士の資格を有する方 (3) 民間企業等における電気設備工事の設計、施工監理又は施設の運転、操作、維持管理に係る職務経験が直近10年のうち、5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
告知日		平成30年4月6日
申込受付期間		平成30年4月20日～5月11日
第一次試験日	筆記試験（基礎的な能力試験）	平成30年6月24日
第一次試験合格発表日		平成30年7月13日
第二次試験日	筆記試験（論文）、適性検査 口述試験（集団討論、個別面接2回）	平成30年6月24日 平成30年7月28日～7月29日
最終合格発表日		平成30年8月23日

オ 民間

職 種	受 験 資 格
事務職（情報）	次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方 (2) 民間企業等において、情報システムの開発、運用管理などの経験が直近10年のうち3年以上ある方（休職等の期間を除く。） (3) 情報処理技術者試験センターが実施する試験のうち、人事委員会が定める35の試験のいずれかに合格している方
事務職（法務）	次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方 (2) 法科大学院課程の修了者もしくは司法試験予備試験の合格者で、平成18年度以降の司法試験（旧司法試験を除く。）において、短答式試験の合格に必要な成績を得た経験がある方、又は司法試験（旧司法試験を含む。）に合格している方
告知日	平成30年4月6日
申込受付期間	平成30年6月4日～6月15日
第一次試験日	筆記試験（基礎的な能力試験） 平成30年7月29日
第一次試験合格発表日	平成30年8月23日
第二次試験日	筆記試験（論文）、適性検査 口述試験（集団討論、個別面接2回） 平成30年7月29日 平成30年10月6日～10月7日
最終合格発表日	平成30年10月19日

カ 実施状況

(7) 上級職等

区 分	職 種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A / B
上級職	文化財専門職	17	14	9	3	4.7
免許資格職 (上級職)	薬剤師	14	13	13	7	1.9
	管理栄養士	115	95	10	4	23.8
	助産師	7	6	6	2	3.0
合 計		153	128	38	16	8.0

## (イ) 免許資格職（中級職）

区 分	職 種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
免許資格職 (中級職)	看護師	23	22	14	6	3.7
	保育士	44	35	32	15	2.3
	診療放射線技師	16	13	5	1	13.0
	給食栄養士	44	34	11	4	8.5
合 計		127	104	62	26	4.0

## (ウ) 身体障がい者対象

区 分	職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
初級職	事務職	14	9	5	1.8
	学校事務職 (内数 併願者)	7 (6)	2 (1)	1 (1)	2.0
合 計		21	11	6	1.8

学校事務職併願者のうち、事務職で合格した者は、学校事務職の受験者数から除く。

## (イ) 民間、民間

区 分	職 種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B	
民間	事務職	292	210	14	3	70.0	
	技術職	土木	26	23	12	3	7.7
		機械	10	8	8	3	2.7
		電気	17	15	12	3	5.0
民間	事務職(情報)	21	15	12	3	5.0	
	事務職(法務)	20	16	12	3	5.3	
合 計		386	287	70	18	15.9	

(3) 採用選考の承認

本年度において承認した採用選考の状況は、次のとおりである。

区分	任命権者		市長	病院事業 管理者	交通事業 管理者	計(人)
	職					
一般職 (医師を除く。)	局長級					
	部長級					
	課長級					
	主幹級		1			1
	主査級					
	主任主事・主任技師		1			1
	主事・技師					
その他の職	医師	副院長				
		部長級		3		3
		科部長		1		1
		課長級				
		医長		3		3
		主幹級				
		主査級	1			1
		技師	2	5		7
		医員補				
		嘱託員			1	1
		特別顧問			1	1
	歯科医師				1	1
	保育士					
	助産師					
臨床検査技師						
任期付職員	局長級					
	部長級					
	課長級					
	主幹級		1			1
	主任主事・主任技師		5			5
	主事・技師					
合計			11	15		26

市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

## 2 昇任

法第21条の4第1項の規定により、職員の昇任は、競争試験又は選考が行われなければならないとされている。

本委員会においては、競争試験として課長級、主査級及び消防吏員の昇任試験を実施している。これは、主幹級の階級にある職員を課長級に、主任主事の職員を主査級に、また消防副士長、消防士長、消防司令補の階級にある消防吏員を、それぞれ消防士長、消防司令補、消防司令に昇任させるための試験である。

主査級昇任試験については、職員個々の能力・実績を重視し、昇任における透明性・公平性・納得性を高め、意欲・能力のある職員を登用することにより、組織の活性化を図ることを目的として、平成21年度から導入したものである。

また、選考により昇任させることができる職として、課長級、主査級を除く役付職員の職、消防吏員の階級のうち消防司令長以上の職及び消防司令・消防司令補の職への昇任で、試験によりがたいと認められるもの、又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると認められる職等を任用規則により定めている。

### (1) 昇任試験

本年度において実施した昇任試験は、次のとおりである。

なお、試験の対象となる職種は、医師、歯科医師、教員、指導主事、社会教育主事、学校事務職、学校栄養職、助産師、保育士、看護師、准看護師、業務職、消防職、運輸職、学芸員及び文化財専門職を除いた職種とする。ただし、学芸員及び文化財専門職は、主査級昇任試験においてのみ除かれる。

#### ア 試験区分、受験資格、試験内容及び日程

##### (ア) 課長級昇任試験

区 分	受 験 資 格
課長級	<p>基準日において、主幹又はこれに相当する職に2年以上在職している者 （基準日：試験実施年度の4月1日）</p> <p>次に掲げる者は受験資格又は合格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 試験実施日に休職処分を受けている者、病気休暇を取得している（した）者 (2) 試験実施年度中に懲戒処分を受けた者 (3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない者及び減給、戒告処分を受けて6箇月経過しない者 (4) 当該試験に係る評価期間の全ての人事評価が不可能な者 休業等により業務に従事しなかった期間については、人事委員会が認める年数を通算する。</p>
告知日	平成30年8月14日
申込受付期間	平成30年8月15日～8月23日
第一次試験日	筆記試験（択一式及び記述式、論文） 平成30年10月13日
第一次試験合格発表日	平成30年12月7日
第二次試験日	口述試験（個別面接） 平成31年1月11日～1月14日
最終合格発表日	平成31年1月22日

第一次試験において、筆記試験のほか、任命権者による勤務実績の評定として人事評価を試験種目とする。

(1) 主査級昇任試験

区 分	受 験 資 格
主査級	<p>基準日において、職員としての在職期間が5年（民間企業等経験者等を対象とする採用試験において採用された者にあつては3年）以上かつ年齢が34歳以上の者で、給料表の職務の級が3級の者。ただし、職種変更試験に合格した者である場合は、職種変更後3年を経過した者（基準日：試験実施年度の4月1日）</p> <p>次に掲げる者は受験資格又は合格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 試験実施日に休職処分を受けている者、病気休暇を取得している（した）者</p> <p>(2) 試験実施年度中に懲戒処分を受けた者</p> <p>(3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない者及び減給、戒告処分を受けて6箇月経過しない者</p> <p>(4) 当該試験に係る評価期間の全ての人事評価が不可能な者</p> <p>休業等により業務に従事しなかった期間については、人事委員会が認める年数を通算する。</p>
告知日	平成30年8月14日
申込受付期間	平成30年8月15日～8月23日
第一次試験日	筆記試験（択一式及び記述式） 平成30年10月13日
第一次試験合格発表日	平成30年12月14日
第二次試験日	口述試験（個別面接） 平成31年1月18日～1月21日
最終合格発表日	平成31年2月1日

第一次試験において、筆記試験のほか、任命権者による勤務実績の評定として人事評価を試験種目とする。

## (ウ) 消防吏員昇任試験

区分	採用区分	受験資格
消防司令	上級職 初級職	基準日において、消防司令補の階級に5年以上在職している者
消防司令補	上級職	基準日において、消防士長の階級に4年以上在職している者
	初級職	基準日において、消防士長の階級に6年以上在職している者 ただし、職種変更により消防吏員となった者である場合は、職員としての在職期間が15年以上経過し、消防士長の階級に2年以上在職している者
消防士長	上級職 初級職	基準日において、消防副士長の階級に在職している者
<p>全区分共通（基準日：試験実施年度の4月1日）</p> <p>次に掲げる者は受験資格又は合格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 試験実施日に休職処分を受けている者、病気休暇を取得している（した）者</p> <p>(2) 試験実施年度中に懲戒処分を受けた者</p> <p>(3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない者及び減給、戒告処分を受けて6ヵ月経過しない者</p> <p>(4) 当該試験に係る評価期間の全ての人事評価が不可能な者</p> <p>休業等により業務に従事しなかった期間については、人事委員会が認める年数を通算する。</p>		
告知日		平成30年8月14日
申込受付期間		平成30年8月15日～8月23日
第一次試験日	筆記試験 消防司令（記述式） 消防司令補・消防士長（択一式及び記述式）	平成30年10月13日（消防司令・消防司令補） 平成30年10月12日（消防士長）
第一次試験合格発表日		平成30年11月30日
第二次試験日	休科試験、口述試験（個別面接）	平成30年12月19日～12月21日 （消防司令・消防司令補・消防士長）
最終合格発表日		平成31年1月10日

第一次試験において、筆記試験のほか、任命権者による勤務実績の評定として人事評価を試験種目とする。

イ 実施状況

(7) 課長級昇任試験

区 分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A / B
課長級	230	215	60	40	5.4

(1) 主査級昇任試験

区 分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A / B
主査級 (34歳～41歳)	249	236	113	75	3.1
主査級 (42歳以上)	157	142	68	45	3.2
合 計	406	378	181	120	3.2

(7) 消防吏員昇任試験

区 分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A / B
消防司令	56	56	21	14	4.0
消防司令補	113	112	42	28	4.0
消防士長	95	95	47	31	3.1
合 計	264	263	110	73	3.6

## (2) 昇任選考

本年度において実施した昇任選考は、次のとおりである。

任命権者 職	市長	教育委員会	交通 事業管理者	上下水道 事業管理者	消防長	病院 事業管理者	計(人)
局長職	8						8
部長職	21	1	1		2	1	26
課長職	2					2	4
主幹職	60	3	1	6	4	4	78
主査職	23	11	2	1		1	38
小計	114	15	4	7	6	8	154
消防司監	-	-	-	-		-	
消防正監	-	-	-	-		-	
消防監	-	-	-	-		-	
消防司令長	-	-	-	-	1	-	1
消防司令	-	-	-	-		-	
消防司令補	-	-	-	-		-	
消防士長	-	-	-	-		-	
小計	-	-	-	-	1	-	1
合計	114	15	4	7	7	8	155

市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

### 3 転任

法第17条第1項の規定により、職員の転任は、職員の職に欠員を生じた場合、任命権者が職員を任命する一つの方法として定められているものであり、職員を昇任及び降任以外の方法で、他の職員の職に任命することとされている。

本委員会においては、採用試験又は採用選考の職種の区分を異にする職の間の転任については、原則として、人事委員会の行う職種変更試験に合格した者でなければ転任させることができないとしているが、人事委員会の定める事由による場合は、人事委員会の承認を得て転任できることを任用規則により定めている。

#### (1) 職種変更試験

本年度において本委員会が実施した職種変更試験は、次のとおりである。

##### ア 職種、受験資格、試験内容及び日程

職 種	受 験 資 格
事務職	技能労務職の職員で、平成22年4月1日までに採用された者 技能労務職の職員は、人事委員会が指定する職員 (基準日：試験実施年度の4月1日)
技術職(土木)	次に掲げる者は在職期間を満たしていても受験できない。 (1) 試験実施日に休職処分を受けている職員、病気休暇を取得している職員
消防職	(2) 基準日から試験実施日まで懲戒処分を受けた職員 (3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない職員及び減給、戒告処分を受けて6箇月経過しない職員
告知日	平成30年7月4日
申込受付期間	平成30年7月18日～7月27日
第一次試験日	筆記試験(教養試験、専門試験(技術職のみ)) 体力テスト(消防職のみ)
第一次試験合格発表日	平成30年9月23日
第二次試験日	口述試験(個別面接)
第二次試験合格発表日	平成30年10月19日
最終合格発表日	平成30年11月13日
	平成30年11月30日

##### 備 考

- (1) 消防職の受験は、日本国籍を有する者に限る。
- (2) 旧富合町、旧城南町及び旧植木町に採用された職員で、合併により本市職員となった者も含む。

## イ 実施状況

区分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	合格率 (%) B / A
事務職	8	8	5	0	
技術職(土木)	0				
消防職	0				
合計	8	8	5	0	

## (2) 転任の承認

本年度において承認した転任の状況は、次のとおりである。

転任前の職種	転任後の職種	人数(人)
診療放射線技師	事務職	1
事務職	消防職	1
事務職	診療放射線技師	1
事務職	臨床検査技師	1
事務職	視能訓練士	1
教諭	指導主事	8
教諭	事務職	4
社会教育主事	事務職	1

## 4 臨時的任用

法第22条第2項の規定により、任命権者は、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て臨時的任用を行うことができるとされている。

これは、厳格な条件の下に、一時的な事務の増加に弾力的に対応できるように、法第17条に規定する正式任用の特例として定められた制度である。

本委員会においては、法及び任用規則の規定に基づき臨時的任用の承認を行っているが、緊急の場合、臨時の職に関する場合に任用される職のうち、一般的な事務及び技術の補助の職で法令等に定める免許、資格等を必要としない職、技能労務の職で法令等に定める免許、資格等を必要としない職については、人事委員会の承認があったものとして運用している。その場合において、任命権者は当該年度に行った臨時的任用について人事委員会に報告するものとしている。

なお、平成29年度から熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第2条の職員の職、市立小・中学校の技師(学校栄養職員)及び市立小・中学校の事務職員並びに市立特別支援学校の事務職員については、人事委員会の承認があったものとして運用する。

本年度において承認した臨時的任用の状況は、次のとおりである。

任命権者	承認した職の名称
市長	看護師、准看護師、保育士、栄養士
病院事業管理者	看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士、栄養士、診療情報管理士、歯科衛生士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、保育士
教育長	看護師又は養護教諭、学級支援員

### 第3章 職員の給与その他の勤務条件等

法第8条第1項及び第26条の規定により、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するとともに、給与を決定する諸条件の変化により給料表に定める額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるとされている。

#### 1 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の給与等に関する報告及び勧告は、職員の給与及び民間の給与の実態、生計費など職員の給与の決定に関する諸要件について、大量かつ精密な調査に基づきなされるものである。

本委員会は、平成30年10月12日に市議会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### 《本年の報告及び勧告のポイント》

##### 月例給、特別給（期末手当及び勤勉手当）ともに2年連続の引上げ

- 1 月例給 職員給与が民間給与を598円（0.17%）下回っていることから、給料表等の改定を行うことにより較差を解消
- 2 特別給 職員の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合より下回っているため、0.05月分引上げ（4.40月分 4.45月分）

#### 1 民間との給与比較

##### （1）職種別民間給与実態調査の概要

市内の119事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の301事業所から無作為抽出）を対象に、本年4月分の従業員の給与等について調査を実施

##### （2）公民の給与比較

ア 月例給（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較）

民間（A）	職員（B）	較差（A） - （B）	（参考）人事院 較差
357,497円	356,899円	598円（0.17%）	655円（0.16%）

イ 特別給（昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A） - （B）	（参考）人事院 差
4.46月	4.40月	0.06月	0.06月

ウ 初任給（民間と職員の初任給月額を比較）

職種	学歴区分	民間（A）	職員（B）	差（A） - （B）
新卒事務員・技術者計	大学卒	189,801円	185,900円	3,901円
	高校卒	152,561円	151,900円	661円

#### 2 給与の改定について

##### （1）給料表等

上記1（2）ア月例給の較差のとおり、職員給与が民間給与を598円（0.17%）下回り、ウ初任給の差

のとおり、職員の初任給月額が民間の初任給月額を下回った。本市の実情及び人事院勧告を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要

#### (2) 特別給(期末手当及び勤勉手当)

上記1(2)イ特別給の差のとおり、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.06月分下回った。人事院勧告を踏まえ、本年12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、平成31年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分することが必要

#### (3) 初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定を行うことが必要

#### (4) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、人事院勧告の内容を考慮して改定を行うことが必要

#### (5) 実施時期

(1)の給料表等、(3)の初任給調整手当、(4)の宿日直手当については平成30年4月1日から実施。  
(2)の特別給(期末手当及び勤勉手当)のうち、勤勉手当の改定については平成30年12月1日から、期末手当の改定については平成31年4月1日から実施

### 3 人事管理について

#### (1) 職員の任用について

##### ア 人材の確保と育成について

人材の確保については、全市を挙げて取り組むことが必要。人材の育成については、熊本市人材育成基本方針等に基づく取組をより一層充実させるとともに、適切な人事評価をととして個々の職員の能力開発や実績の向上を支援することが重要

##### イ 昇任について

昇任試験については、今後もより透明性・公平性、納得性の高い制度の確立に向け、調査・研究を進めていく。

##### ウ 女性職員の登用について

女性職員に対してワーク・ライフ・バランスやキャリア形成への不安を解消するとともに、自己の能力を発揮し目的意識を持つことができるよう、より良い勤務環境づくりに取り組んでいくことが必要

##### エ 高齢層職員の能力及び経験の活用について

高齢層職員が自らの有する豊富な行政経験と高い専門性に誇りを持ち、その能力を最大限に発揮して職務にあたることができるよう、また、中堅・若年層職員への技能・ノウハウの継承が円滑に進められるよう、より具体的な検討を進めることが必要

##### オ 会計年度任用職員について

臨時・非常勤職員の任用等の現状を考慮し、職務内容や勤務条件等について、例規整備等、改正法の施行に向けて適切に対応していくことが必要

#### (2) 勤務環境の整備について

##### ア 時間外勤務の縮減について

「熊本市職員の時間外勤務の取り扱いに関する指針」(平成17年9月27日制定)に沿った取組を進めるとともに、特定の職員や部署に過度の負担が掛からないような仕組みを整える等、組織として対応することも必要

##### イ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について

職員が安心して働き続けるには、多様な働き方を可能にする制度と制度を利用しやすい勤務環境の整備が必要。質の高い行政サービスの提供を実現するためにも、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を一層強化されることが必要

##### ウ メンタルヘルス(心の健康)対策について

ストレスチェックをはじめ、「第二期 熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づく実施状況の評価と改善を図りながら、今後も継続的に取り組むことが必要

##### エ ハラスメント防止対策について

職員への周知啓発を図り、職員及び職場全体のハラスメント防止に対する意識を高めていくとともに、具体的な対策を講じることが必要

#### (3) コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

公務員倫理についての意識を啓発する研修を継続され、職員一人ひとりが全体の奉仕者として職務に精励し、勤務時間外においても法令遵守意識と高い倫理観を持って行動することで、市政に対する信頼回復に努めていくことが必要

【参考】勧告どおり給料表等が改定された場合の職員一人当たりの年間給与増減額（試算）

改定後	改定前	増減額（改定後 - 改定前）
5,893千円	5,866千円	27千円

一般行政職の職員〔平均年齢42歳3月（42.2歳）、平均経験年数20年0月、配偶者・子2人を扶養〕の場合

## 2 給与その他の勤務条件等についての承認等

給与その他の勤務条件等に関する条例又は人事委員会規則においては、その適用に際して、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得、又は意見を聞かなければならない事項が定められている。

本年度において、任命権者の要請に基づき、本委員会が承認した事項又は意見を申し出た事項は次のとおりである。

承認 又は 意見	承認した年月日 又は 意見の申出年月日	任命権者	承認した事項 又は 意見の申出事項	根拠規定
承認	平成30年12月25日	熊本市教育委員会	昇給区分に係る別段の取扱い	熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第28条
承認	平成31年3月12日	熊本市教育委員会	号給に係る別段の取扱い	熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第28条

## 第4章 公平審査

公平審査事務については、昭和26年以来、公平委員会において行われてきたが、平成6年4月1日の人事委員会設置と同時に本委員会が当該事務のすべてを引き継いだものである。

### 1 勤務条件に関する措置要求

法第46条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされている。

この措置要求制度は、労働基本権が制限された代償措置として設けられている制度であり、第三者機関の公正な判断に基づいて職員の勤務条件の適正化を図ろうとするものである。

人事委員会は、措置要求がなされたときは、事案について口頭審理等の方法による審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告をする等の措置を執らなければならない。

平成30年度における措置要求の係属状況は次のとおりである。

事案名	審理経過
平成30年措第1号事案 (平成30年3月28日要求)	平成30年 4月 24日 受理 平成31年 2月 25日 判定
平成31年措第1号事案 (平成31年2月7日要求)	平成31年 3月 12日 受理 (次年度へ継続)

### 2 不利益処分に関する審査請求

法第49条の2第1項の規定により、職員は、その意に反して不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができることとされている。

この審査請求制度は、身分保障の一環として設けられている制度であり、人事委員会は、審査請求を受理したときは、直ちに事案を審査しなければならないとされており、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員が受けるべきであった給与その他の給付を回復させるために必要な措置等を執らなければならない。

平成30年度における審査請求の係属状況は次のとおりである。

事案名	審理経過
平成28年不第3号事案 (平成28年2月24日申立、平成30年7月2日再審請求)	平成27年度 受理 平成29年度 裁決 平成30年 8月 16日 再審に係る判定
平成29年審第1号事案 (平成29年1月20日請求)	平成28年度 受理 (次年度へ継続)
平成29年審第2号事案 (平成29年4月4日請求)	平成29年度 受理 (次年度へ継続)
平成30年審第1号事案 (平成30年10月9日請求)	平成30年 10月 19日 受理 (次年度へ継続)

### 3 職員からの苦情処理

法第8条第1項第11号の規定により、平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員、消防職員であり、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

ただし、公営企業職員、単純労務職員についてはこの制度の対象とならない。

平成30年度の相談者数（件数）は2件であり、近年の相談内容の区分と件数は、次のとおりである。

（単位：件数）

年 度	任 用	給 与	勤務条件 服 務	厚 生 福 利	セクハラ いじめ	その他	計
26			3		1	3	7
27			1			1	2
28	2		1		2	1	6
29			2		3	1	6
30		1	1				2

## 第5章 職員団体

### 1 職員団体の登録

法第53条第1項の規定により、職員団体は、人事委員会に当該団体の登録を申請することができる」とされている。

この職員団体の登録制度は、中立的機関である人事委員会が、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを確認し公証することによって、健全な労使関係の確立を図ろうとするものである。

平成30年度末における登録職員団体及び同年度中の登録事項の変更は、次のとおりである。

職員団体名	登録番号	登録年月日	法人格	登録事項の変更
熊本市教職員組合	第1号	昭和41年 10月 4日	有	役員改選（平成30年4月19日）
熊本市役所職員組合	第2号	昭和46年 10月 23日	有	役員改選（平成30年8月16日）
熊本市学校事務労働組合	第3号	平成14年 9月 19日	無	規約変更・役員改選（平成30年7月26日）
熊本市役所第一職員労働組合	第4号	平成21年 2月 27日	無	役員改選（平成30年5月10日）

### 2 管理職員等の範囲

法第52条第3項ただし書の規定により、次に掲げる管理職員等と、管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

これは、管理職員等と管理職員等以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する職員団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くとの考えからである。

そこで、人事委員会は、法第52条第4項の規定により、管理職員等と管理職員等以外の職員とを区別するため、管理職員等の範囲を人事委員会規則で定めるものとされている。

## 第6章 労働基準監督機関の職権行使

法第58条第5項の規定により、労働基準法及び労働安全衛生法等の規定中、職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号（郵便、信書便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び同表に掲げられていない官公署に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。

このため、事業場の号別区分については、組織改編等の際に熊本労働局と協議を行っており、平成31年3月31日現在の状況は、下表のとおりである。

なお、平成30年度においては、労働基準監督機関として以下の職権を行使した。

### (1) 労働基準法関係

同法第20条の規定に基づく解雇予告除外認定を行ったほか、同法別表第1第12号に分類される事業場から同法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定の届出（平成30年度分）を受理した。また、一部の事業場において、同協定の届出はなされていたものの、これに記載されていなかった職種の職員が時間外勤務をしていた事実が発覚したことから、当委員会から任命権者に対して指導票の交付を行い、是正措置として当該職員に係る協定の届出を行わせた。

このほか、時間外勤務の縮減及び過重労働防止の取組等について把握するため、前年度中の時間外勤務が多かった部署を抽出して所属長等からの聴き取り調査を行った。

### (2) 労働安全衛生法関係

労働安全衛生規則第2条等の規定に基づく総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医の選任の報告、同規則第52条の規定による定期健康診断の結果の報告、同規則第52条の21の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査の結果の報告を受理した。

### 熊本市の事業の労働基準法別表第1の区分及び労働基準監督機関

号	事業区分	事業場名	労働基準監督機関
1	製造・加工業	学校給食共同調理場、学校附設給食場、上下水道局	熊本労働基準監督署
3	土木・建設業	土木センター、地域整備室	
4	交通業	交通局	
12	教育・研究業	人材育成センター、環境総合センター、動植物園、熊本城調査研究センター、特別支援学校、市立高等学校、総合ビジネス専門学校、中学校、小学校、幼稚園、金峰山少年自然の家、公民館、図書館、博物館、教育センター	熊本市人事委員会
13	保健・衛生業	ふれあい文化センター、保健所、動物愛護センター、保育園、西原公園児童館、こころの健康センター、病院局	熊本労働基準監督署
14	接客・娯楽業	熊本城総合事務所、競輪事務所	
15	焼却・清掃業	扇田環境センター、クリーンセンター、環境工場	
号外	労働基準法別表第1に含まれない官公署	議会事務局、市長事務部局、区役所、まちづくりセンター、総合出張所、会計総室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局（西区分室、南区分室、北区分室含む）、人事委員会事務局、教育委員会事務局、東京事務所、西区役所芳野分室、交流室、計量検査所、子ども・若者総合相談センター、勤労青少年ホーム、子ども発達支援センター、児童相談所、子育て支援センター、障がい者福祉相談所、水産振興センター、熊本駅周辺整備事務所、植木中央土地区画整理事業所、消防局	熊本市人事委員会

## 第7章 条例の制定改廃に関する意見

法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体は、人事機関及び職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、これに対して人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会に意見を申し出ることができることとされている。これは、人事行政の専門的性格に鑑み、人事行政の専門機関としての人事委員会が当該条例を審査することとして、その専門的行政の水準を確保するための制度である。

平成30年度において、本委員会が意見の申出を行った条例は次のとおりであり、いずれも異議がない旨の申出を行った。

意見申出年月日	件名	概要
平成30年11月29日	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの
	熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの
	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市教育職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの
平成30年12月7日	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について	本市教育職員に支給する特殊勤務手当のうち学力検査手当及び教育業務連絡指導手当の改定をするため、所要の改正を行うもの
平成31年2月14日	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	本市職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、国家公務員の例に準じた措置を講じるため、所要の改正を行うもの
	熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの
	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた初任給調整手当の改定をするため、所要の改正を行うもの

## 第8章 人事委員会規則の制定改廃

法第8条第5項の規定により、人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。

これは、人事委員会が準立法的権限を有することを定めたものであり、他に有する準司法的権限及び行政的権限と並ぶ人事委員会の基本的権限である。

平成30年度において本委員会が改正した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
平成30年第8号	平成30年4月2日 (平成30年4月2日)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成30年第9号	平成30年4月2日 (平成30年4月2日)	熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(平成30年条例第9号)の施行等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成30年第10号	平成30年4月2日 (平成30年4月2日)	熊本市人事委員会委員長及び事務局局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則	熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令(平成30年訓令第6号)の施行に伴い、これに準じて、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成30年第11号	平成30年8月16日 (平成30年8月16日)	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	平成30年7月豪雨の発生等に伴い、特別休暇に係る特例を設けるため、所要の改正を行うもの
平成30年第12号	平成30年11月30日 (平成30年11月30日)	熊本市宿日直手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第83号)の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成30年第13号	平成30年11月30日 (平成30年12月1日)	熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第83号)の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成30年第14号	平成30年12月25日 (平成30年12月25日)	熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	企業職職員給料表の適用を受ける者及び業務職員給料表の適用を受ける者の人事交流等による異動後の昇給に関する特例を整備する等のため、所要の改正を行うもの
平成31年第1号	平成31年1月10日 (平成31年1月15日)	熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	財政局税務部の組織改編に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行うもの

平成31年第2号	平成31年3月12日 (平成31年3月12日)	熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第5号)の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成31年第3号	平成31年3月12日 (平成31年4月1日)	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成31年第4号	平成31年3月29日 (平成31年4月1日)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成31年4月1日付けの組織改編等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成31年第5号	平成31年3月29日 (平成31年3月29日)	熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動をした職員の当該異動後の号給決定等について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成31年第6号	平成31年3月29日 (平成31年4月1日)	熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	平成31年4月1日付けの組織改編等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
平成31年第7号	平成31年3月29日 (平成31年4月1日)	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、特別休暇に係る規定を整備するため、所要の改正を行うもの
平成31年第8号	平成31年3月29日 (平成31年4月1日)	熊本市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)の施行に伴い、所要の改正を行うもの
平成31年第9号	平成31年3月29日 (平成31年3月29日)	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則	県費負担教職員に係る権限移譲並びに地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則による熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則(平成6年人委規則第27号)の一部改正に伴う経過措置の一部を廃止するため、所要の改正を行うもの
平成31年第10号	平成31年3月29日 (平成31年4月1日)	熊本市立学校の教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	市立幼稚園に「あゆみの教室」を開設することに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの

## 第9章 各種会議等

人事委員会では、人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑な運営を図るため、各種の会議等を開催している。

平成30年度において、本委員会が出席した会議は、次のとおりである。

### 1 全国人事委員会連合会関係

期日	会議名	開催地
平成30年6月8日	第126回総会	東京都
平成30年7月5日・6日	第61回公平審査事務研修会	神戸市
平成30年8月10日	人事院勧告説明会	東京都
平成31年2月15日	給与勉強会	横浜市

### 2 九州地方人事委員会協議会関係

期日	会議名	開催地
平成30年5月15日	委員長会議	熊本市
平成30年8月17日	臨時給与専門部会	福岡市
平成30年8月30日	委員長・事務局長合同会議	大分市
平成30年11月2日	給与専門部会	北九州市
平成30年11月22日	公平担当課長及び労働福祉・公平専門部会合同会議	佐賀市
平成30年12月13日	総務・任用専門部会	大分市
平成31年2月4日	試験問題研究会理事会・事務局長会議	那覇市

### 3 大都市人事委員会連絡協議会関係

期日	会議名	開催地
平成30年4月20日	委員長会議	横浜市
平成30年8月20日	事務局長会議	大阪市
平成30年10月31日	職員研修会（給与関係）	福岡市
平成30年11月8日	課長会議（給与関係）	静岡市
平成31年1月24日	課長会議（任用関係）	東京都
平成31年1月25日	職員研修会（公平審査関係）	京都市
平成31年2月8日	職員研修会（任用関係）	広島市

### 4 その他

期日	会議名（主催）	開催地
平成30年4月12日・13日	平成30年職種別民間給与実態調査説明会（人事院）	東京都
平成30年8月22日	全国人事委員会事務局長会議（総務省）	東京都

人事委員会年報（平成30年度版）

発行年月 令和元（2019）年8月

編集・発行 熊本市人事委員会事務局  
〒860-8601  
熊本市中央区手取本町1番1号  
Tel 096-328-2939  
Fax 096-359-4585  
[jinjiiinkai@city.kumamoto.lg.jp](mailto:jinjiiinkai@city.kumamoto.lg.jp)